

令和4年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和5年8月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 6 号

令 和 5 年 8 月 21 日

尼 崎 市 長

松 本 眞 様

尼崎市監査委員 村 上 卓 史

同 藤 川 千 代

同 須 田 和

同 川 崎 敏 美

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1 審査の概要	9
1 審査の対象	9
2 審査の期間	9
3 審査の着眼点と主な実施内容	10
第 2 審査の結果及び意見	10
1 審査の結果	10
(1) 健全化判断比率	10
(2) 資金不足比率	10
2 健全化判断比率等の状況	11
(1) 実質赤字比率について	11
(2) 連結実質赤字比率について	11
(3) 実質公債費比率について	12
(4) 将来負担比率について	13
(5) 資金不足比率について	16
3 類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況	17
(1) 実質赤字比率	17
(2) 連結実質赤字比率	17
(3) 実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係	18
(4) 実質公債費比率	20
(5) 将来負担比率	20
(6) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係	21
(7) 地方債の現在高	23
(8) 令和 3 年度決算の将来負担比率における純負担額の状況	24
4 総 括	25
(1) 今回の算定結果について	25
(2) 令和 4 年度の状況	25
(3) まとめ	26

<参考資料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	28
(1) 健全化判断比率の算定式	28
(2) 資金不足比率の算定式	33
2 類似都市の財政指標等	36
(1) 財政指標等（令和3年度決算数値）	36
(2) 将来負担額等（令和3年度決算数値）	37
(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）	38
3 中核市の健全化判断比率の一覧（令和3年度決算数値）	39
4 用語説明	40

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 2 文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
△	減又はマイナス
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	表中：比率で表示単位未満の数値があるもの グラフ中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が0のもの
0	表中：①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの グラフ中：表示単位未満の数値があるもの又は該当数値が0のもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 4 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 5 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 6 年度表記において元号を省略している場合があるが、「元年度から4年度」の元号は「令和」、それ以外は「平成」である。
- 7 類似都市とは、中核市62市（令和4年4月1日現在）のうち、関西圏の中核市で、人口が近く（本市との差が概ね10万人以内）、県庁所在地を除く都市から抽出した7市（豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和4年度決算」という。）に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

なお、各比率の対象となる会計は次表のとおりである。

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区分・会計名等			健全化判断比率等						
一 般 会 計 等	一 般 会 計			実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		
		特 別 会 計	育英事業費会計						
	公共用地先行取得事業費会計								
	公害病認定患者救済事業費会計								
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計								
	青少年健全育成事業費会計								
	公 営 事 業 会 計	公 營 企 業 会 計	国民健康保険事業費会計						
			介護保険事業費会計						
		法 適 用	水道事業会計					資 金 不 足 比 率	
			工業用水道事業会計						
下水道事業会計									
法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計(市場事業)								
一 部 事 務 組 合、 広 域 連 合	丹波少年自然の家事務組合								
	阪神水道企業団								
	兵庫県競馬組合								
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等	兵庫県後期高齢者医療広域連合								
	尼崎市土地開発公社(債務保証)								
	(社福)阪神福祉事業団(損失補償)								
	兵庫県信用保証協会(損失補償)								

2 審査の期間

令和5年7月11日から8月7日まで

3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等を照合した。

また、一般会計等及び公営事業会計の財政運営等が健全に行われているかの確認を行うとともに、各種指標について行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」開始直前の平成24年度からの推移を確認した。令和4年度はプロジェクトの最終年度にあたる。

なお、審査に当たっては尼崎市監査基準に準拠して実施しており、また関係職員に説明を求めたほか、決算審査等の結果も参考にした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△0.11)	— (△ 2.66)	— (△ 2.20)	— (0.46)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△17.20)	— (△ 41.84)	— (△ 47.40)	— (△ 5.56)	16.25	30.00
実質公債費比率	12.7	9.7	8.5	△ 1.2	25.0	35.0
将来負担比率	155.6	36.3	19.5	△ 16.8	350.0	

注1：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が無い場合は「—」で表示される。
2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会 計 名	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計		—	—	—	20.0
	自動車運送事業会計	18.4				20.0
用法 企非 業適	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	—	20.0
	廃棄物発電事業費会計	—				20.0
	都市整備事業費会計	—				20.0

注1：資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2：廃棄物発電事業費会計は平成26年度末で廃止。自動車運送事業会計及び都市整備事業費会計は平成27年度末で廃止。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

本市の令和4年度の一般会計等の実質収支額は23億15百万円の黒字となり、実質赤字額がないことから実質赤字比率は「－」で表示される。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと令和4年度は△2.20%であり、前年度に比べ0.46ポイント上昇（悪化）している。

実質収支額

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	増減率
歳入総額 ①	184,643	230,541	227,355	△ 3,186	△ 1.4
歳出総額 ②	184,337	227,038	224,300	△ 2,738	△ 1.2
歳入歳出差引額 ③=①-②	306	3,503	3,055	△ 448	△ 12.8
翌年度に繰り越すべき財源 ④	189	644	740	96	14.9
一般会計等実質収支額③-④=A	117	2,859	2,315	△ 544	△ 19.0
標準財政規模 B	99,121	107,478	104,977	△ 2,501	△ 2.3
実質赤字比率 (算定上の比率 A/B×100)	— (△ 0.11)	— (△ 2.66)	— (△ 2.20)	— (0.46)	

注1：歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した連結実質収支額は497億65百万円の黒字となるため、連結実質赤字比率は「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと令和4年度は△47.40%であり、前年度に比べ5.56ポイント低下（改善）している。

連結実質収支額は一般会計等の実質収支額に国民健康保険事業費会計等の3特別会計の実質収支額を加え、更に法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えた算定結果である。

連結実質収支額

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	増減率
一般会計等	117	2,859	2,315	△ 544	△ 19.0
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	2,488	1,350	1,099	△ 251	△ 18.6
実質収支額 A	2,605	4,209	3,413	△ 796	△ 18.9
法適用公営企業会計	13,958	40,636	46,216	5,580	13.7
法非適用公営企業会計	489	125	135	10	8.0
資金剰余额 B	14,448	40,761	46,351	5,590	13.7
連結実質収支額 A+B	17,053	44,970	49,765	4,795	10.7
標準財政規模 C	99,121	107,478	104,977	△ 2,501	△ 2.3
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A+B)/C×100)	— (△ 17.20)	— (△ 41.84)	— (△ 47.40)	— (△ 5.56)	

注：()内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

令和4年度の連結実質収支額は前年度に比べ47億95百万円（10.7%）増加（改善）している。これは法適用公営企業会計の資金剰余额が55億80百万円増（下水道事業会計28億44百万円、モーターボート競走事業会計19億76百万円の増等）となったことなどによるものである。

(3) 実質公債費比率について

令和2年度から4年度までの3か年平均の実質公債費比率は前年度から1.2ポイント低下（改善）し、8.5%となった。

これは令和4年度の単年度の実質公債費比率（8.2%）が令和元年度の単年度の比率（11.6%）を下回ったことによるもの（※実質公債費比率は実質公債費比率（単年度）の直近3か年平均値で算定されるため）である。

なお、実質公債費比率は平成28年度（13.9%）をピークに6年連続で低下している。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
	令和4年度	令和4年度	8.2%
令和3年度 9.7%	8.5%	令和3年度	7.6%
		令和2年度	9.8%
		令和元年度	11.6%

注：実質公債費比率は、実質公債費比率（単年度）の直近3か年の平均値で算定する。

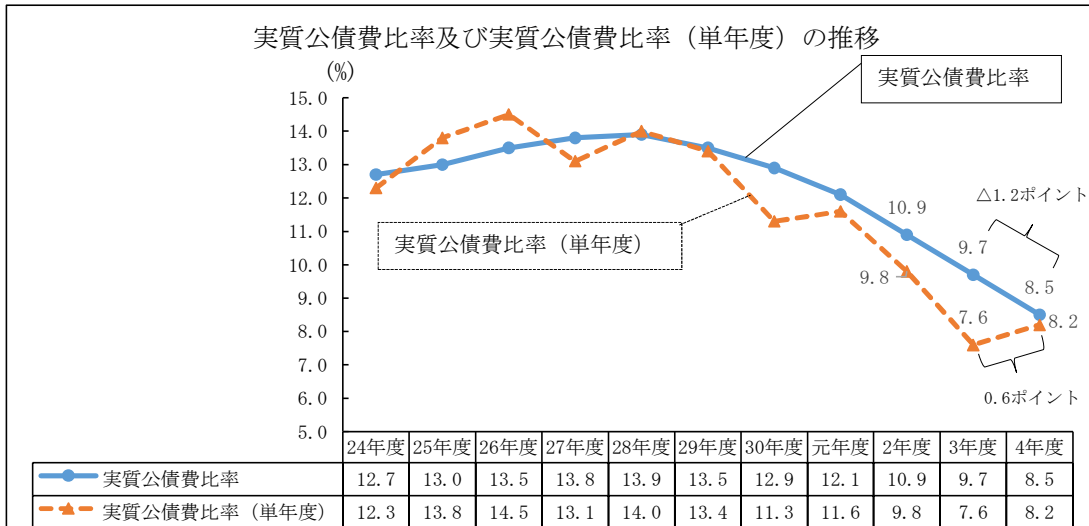
次に、令和4年度の単年度の実質公債費比率をみると、前年度から0.6ポイント上昇（悪化）し8.2%となった。

これは主として一般会計等に係る地方債の元利償還金が前年度から2億55百万円増となったことや標準財政規模が前年度に比べ25億1百万円減となったことによる。

実質公債費比率（単年度）

（単位：百万円・%・ポイント）

項 目	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	24,048	22,125	22,380	255	1.2
準元利償還金 B	5,312	2,903	2,864	△ 39	△ 1.3
特定財源 C	6,577	6,041	6,038	△ 3	△ 0.0
算入公債費等 D	12,005	11,678	11,542	△ 136	△ 1.2
標準財政規模 E	99,121	107,478	104,977	△ 2,501	△ 2.3
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$	12.3	7.6	8.2	0.6	



標準財政規模

(単位：百万円・%)

項 目	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	増減率
標準税収入額等	76,711	81,889	85,487	3,598	4.4
普通交付税	13,112	15,817	15,471	△ 346	△ 2.2
臨時財政対策債発行可能額	9,298	9,771	4,018	△ 5,753	△ 58.9
合 計	99,121	107,478	104,977	△ 2,501	△ 2.3

(4) 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は前年度から16.8ポイント低下(改善)し、19.5%となった。

これは主として市債の定時償還が進んだことのほか、早期償還¹を15億18百万円実施したことにより、前年度に比べ地方債の現在高が169億65百万円減となったことや充当可能基金が70億13百万円増となったことなどから、算定の分子である純負担額が165億46百万円減となったことによるものである。

将来負担比率

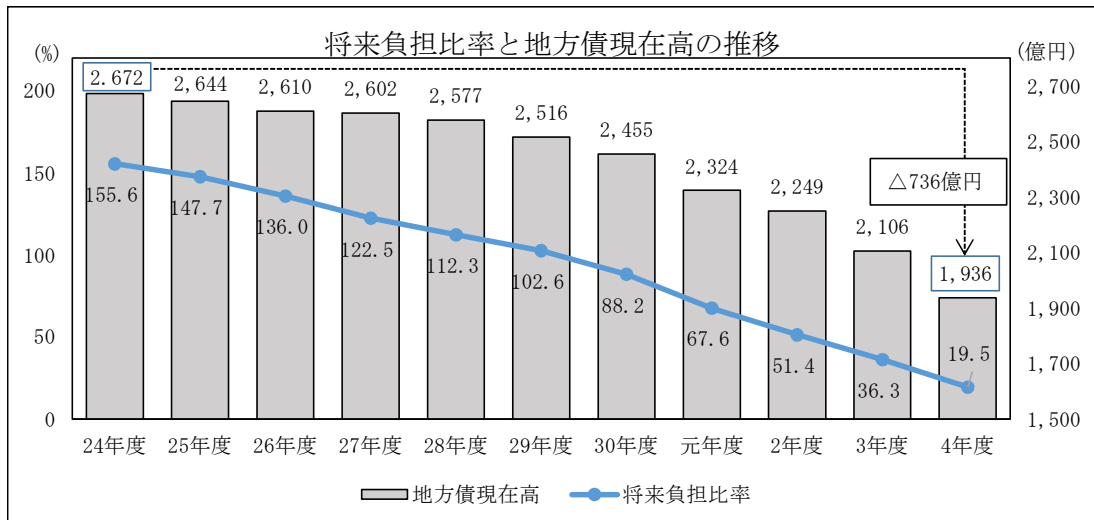
(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和3年度	令和4年度	増 減	増減率
将来負担額 A	332,829	258,855	241,404	△ 17,451	△ 6.7
地方債の現在高	267,216	210,604	193,639	△ 16,965	△ 8.1
債務負担行為に基づく支出予定額	6,154	1,495	1,179	△ 316	△ 21.1
公営企業債等繰入見込額	28,569	27,767	27,678	△ 89	△ 0.3
組合負担等見込額	656	23	11	△ 12	△ 52.2
退職手当負担見込額	24,009	18,784	18,725	△ 59	△ 0.3
設立法人の負債額等負担見込額	6,224	182	171	△ 11	△ 6.0
充当可能財源等 B	197,257	224,024	223,120	△ 904	△ 0.4
充当可能基金	16,803	41,909	48,922	7,013	16.7
充当可能特定歳入	55,617	39,712	35,157	△ 4,555	△ 11.5
基準財政需要額算入見込額	124,837	142,403	139,041	△ 3,362	△ 2.4
標準財政規模 C	99,121	107,478	104,977	△ 2,501	△ 2.3
算入公債費等 D	12,005	11,678	11,542	△ 136	△ 1.2
分子(純負担額) A-B	135,572	34,830	18,284	△ 16,546	△ 47.5
母 C-D	87,116	95,800	93,434	△ 2,366	△ 2.5
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	155.6	36.3	19.5	△ 16.8	

注：地方債の現在高は一般会計、特別会計（公共用地先行取得事業費、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）の合計額

¹ 早期償還：借換債の発行を前提としたバルーン（テールヘビー）償還分について、借換債を発行しない繰上償還のこと

臨時財政対策債などを除く市債発行額は平成25年度にスタートしたプロジェクトにおいて元金償還額を下回るようコントロールされているほか、平成30年度以降早期償還を合計166億円行うなどにより令和4年度の地方債の現在高は1,936億円で平成24年度と比べ736億円減となっている。さらに基金等の充当可能財源等が平成24年度と比べ259億円の増となったことにより将来負担比率を大きく低下（改善）させている。



早期償還額

(単位：百万円)

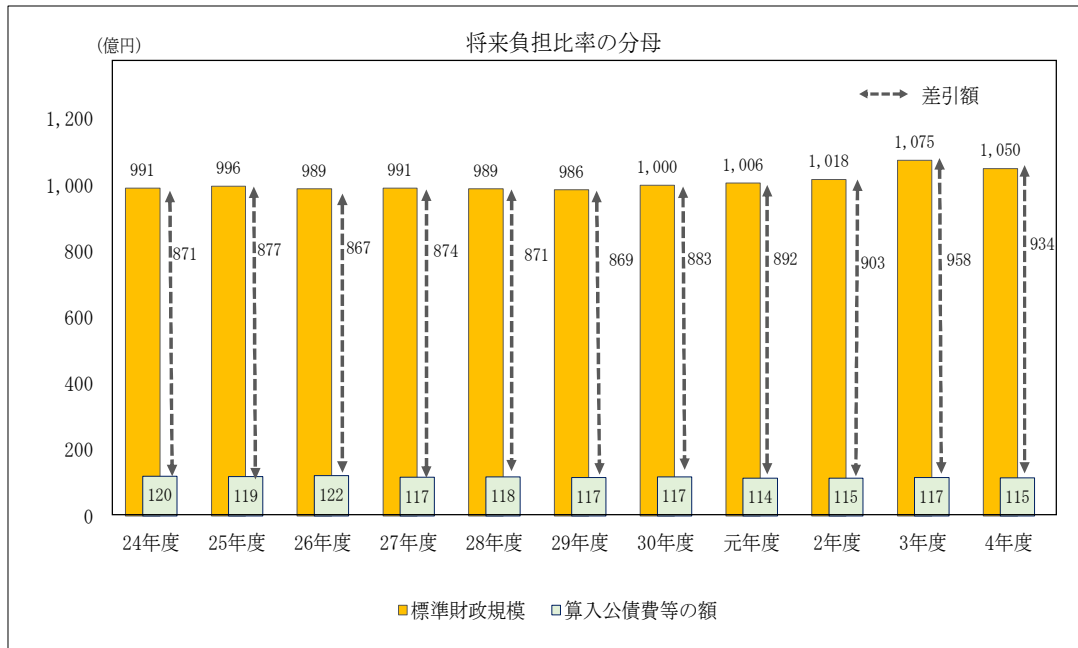
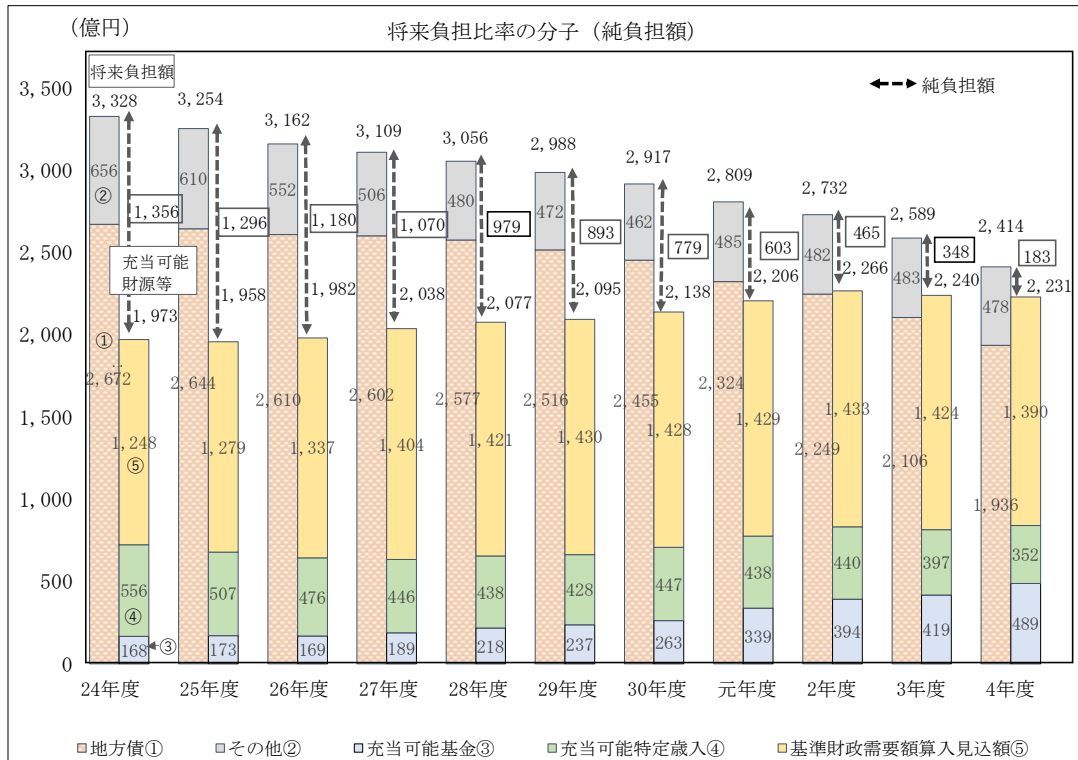
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計	
退職手当債	2,320	3,647	140	1,127	-	7,234	
行政改革推進債等	-	513	860	1,164	530	3,067	
その他	-	-	1,750	3,600	988	6,338	
計	2,320	4,160	2,750	5,891	1,518	16,639	
財源	(減債基金)	600	2,360	-	1,251	-	4,211
	(一般財源)	1,720	1,800	2,750	4,640	1,518	12,428

充当可能財源等

(単位：百万円)

		平成24年度	令和4年度	増減	
充当可能基金	財政調整基金	3,646	11,732	8,086	32,119
	減債基金	7,948	13,745	5,797	
	公共施設整備保全基金	2,294	11,424	9,130	
	その他	2,915	12,021	9,106	
充当可能特定歳入	都市計画税	36,609	20,260	△ 16,349	△ 20,460
	その他	19,008	14,897	△ 4,111	
基準財政需要額算入見込額	臨時財政対策債償還費	57,455	88,826	31,371	14,205
	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	5,982	15,499	9,517	
	減税補てん債償還費	7,099	476	△ 6,623	
	その他	54,301	34,241	△ 20,060	
計		197,257	223,120	25,863	25,863

<参考> 平成24年度から令和4年度までの将来負担比率の分子及び分母の推移



(5) 資金不足比率について

本市の法適用及び法非適用公営企業各会計の令和4年度の資金剰余（不足）額は次表のとおりであり、全ての会計で資金不足が生じていないことから「－」表示となる。

各会計の資金剰余（不足）額 (単位：百万円・%)

会 計 名	(参考) 平成24年度			令和3年度			令和4年度		
	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率
水 道 事 業 会 計	6,398	9,432	－	8,637	8,821	－	9,045	8,010	－
工 業 用 水 道 事 業 会 計	3,839	1,683	－	8,068	1,354	－	8,419	1,421	－
下 水 道 事 業 会 計	4,145	10,563	－	14,582	9,739	－	17,427	9,275	－
モーターボート競走事業会計				9,349	58,260	－	11,326	68,586	－
自動車運送事業会計	△ 424	2,292	18.4						
地方卸売市場事業費会計	242	341	－	125	247	－	135	288	－
廃棄物発電事業費会計	247	506	－						
都市整備事業費会計	0	0	－						

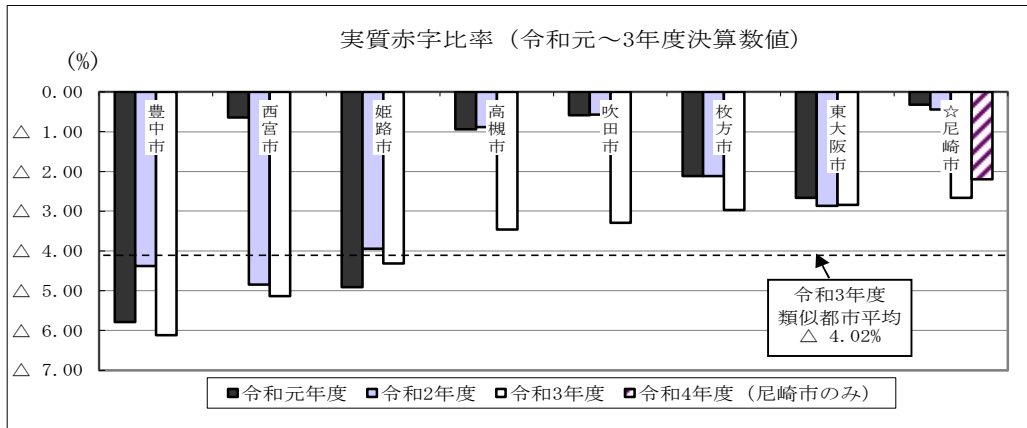
注1：資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

2：廃棄物発電事業費会計は平成26年度末で廃止。自動車運送事業会計及び都市整備事業費会計は平成27年度末で廃止。

3 類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

本市と類似都市の令和3年度決算数値を比較すると、実質赤字比率（△2.66%）は、8市中で最も高い（悪い）。（平均値：4.02%）



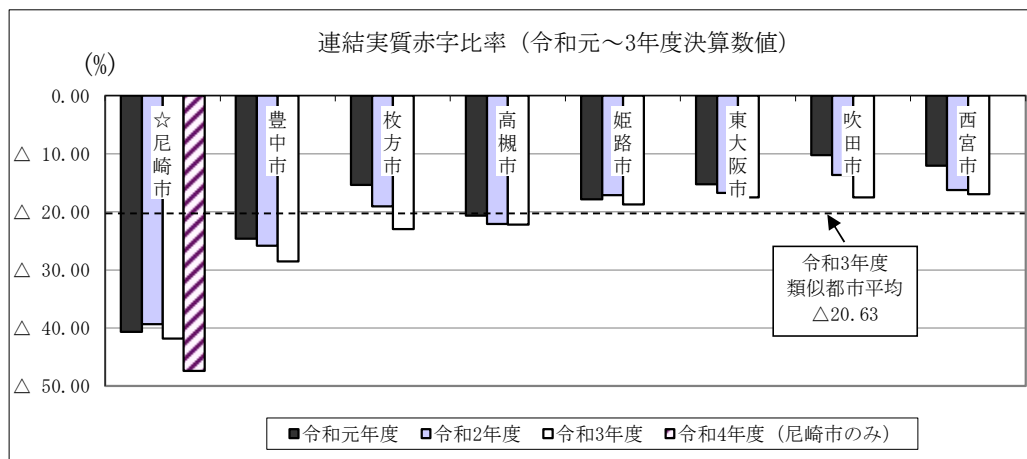
（単位：%）

年度	豊中市	西宮市	姫路市	高槻市	吹田市	枚方市	東大阪市	尼崎市
令和元年度	△ 5.79	△ 0.64	△ 4.91	△ 0.94	△ 0.58	△ 2.12	△ 2.66	△ 0.32
令和2年度	△ 4.38	△ 4.85	△ 3.95	△ 0.88	△ 0.57	△ 2.12	△ 2.87	△ 0.44
令和3年度	△ 6.12	△ 5.13	△ 4.31	△ 3.46	△ 3.29	△ 2.97	△ 2.84	△ 2.66
令和4年度								△ 2.20

注：尼崎市については、令和4年度決算数値も表示している。（以下のグラフにおいても同じ。）

(2) 連結実質赤字比率

本市と類似都市の令和3年度決算数値を比較すると、連結実質赤字比率（△41.84%）は、8市中で最も低い（良い）。（平均値：△20.63%）

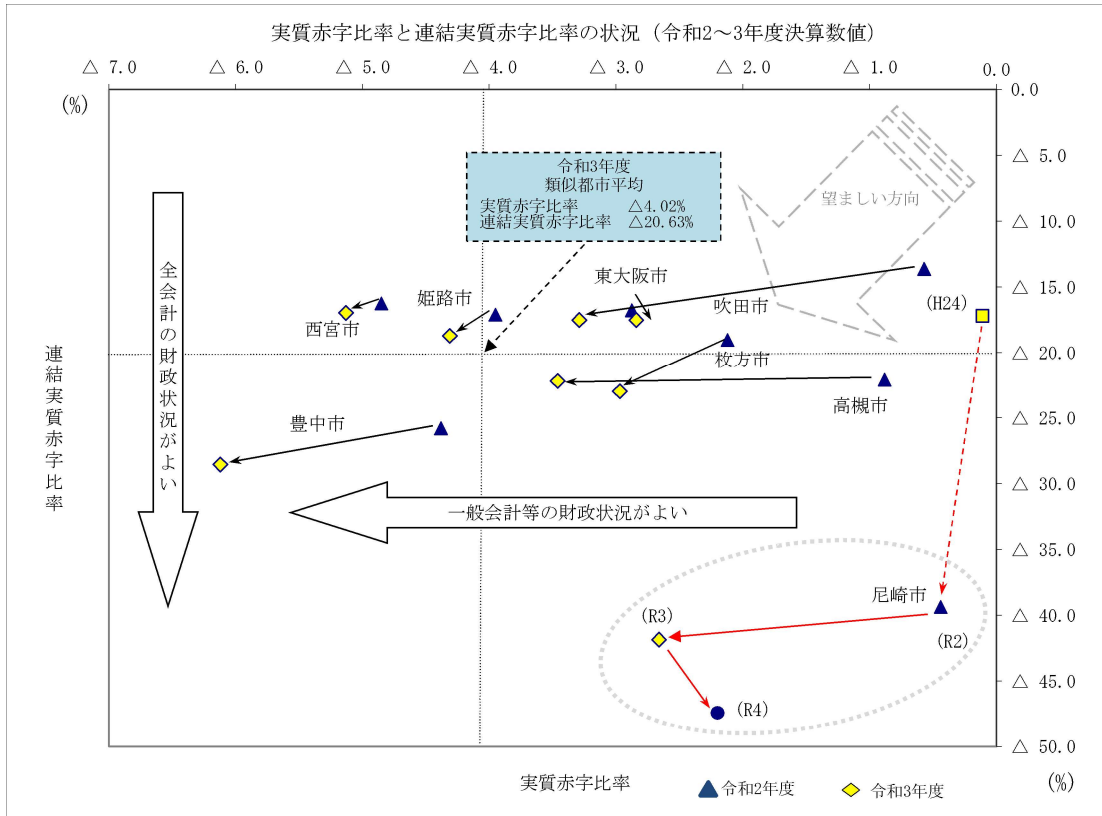


（単位：%）

年度	尼崎市	豊中市	枚方市	高槻市	姫路市	東大阪市	吹田市	西宮市
令和元年度	△ 40.69	△ 24.63	△ 15.36	△ 20.68	△ 17.87	△ 15.28	△ 10.24	△ 12.04
令和2年度	△ 39.36	△ 25.80	△ 19.03	△ 22.10	△ 17.09	△ 16.77	△ 13.63	△ 16.25
令和3年度	△ 41.84	△ 28.56	△ 22.98	△ 22.20	△ 18.72	△ 17.51	△ 17.51	△ 16.96
令和4年度	△ 47.40							

(3) 実質赤字比率と連結実質赤字比率の相関関係

財政運営の状況をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



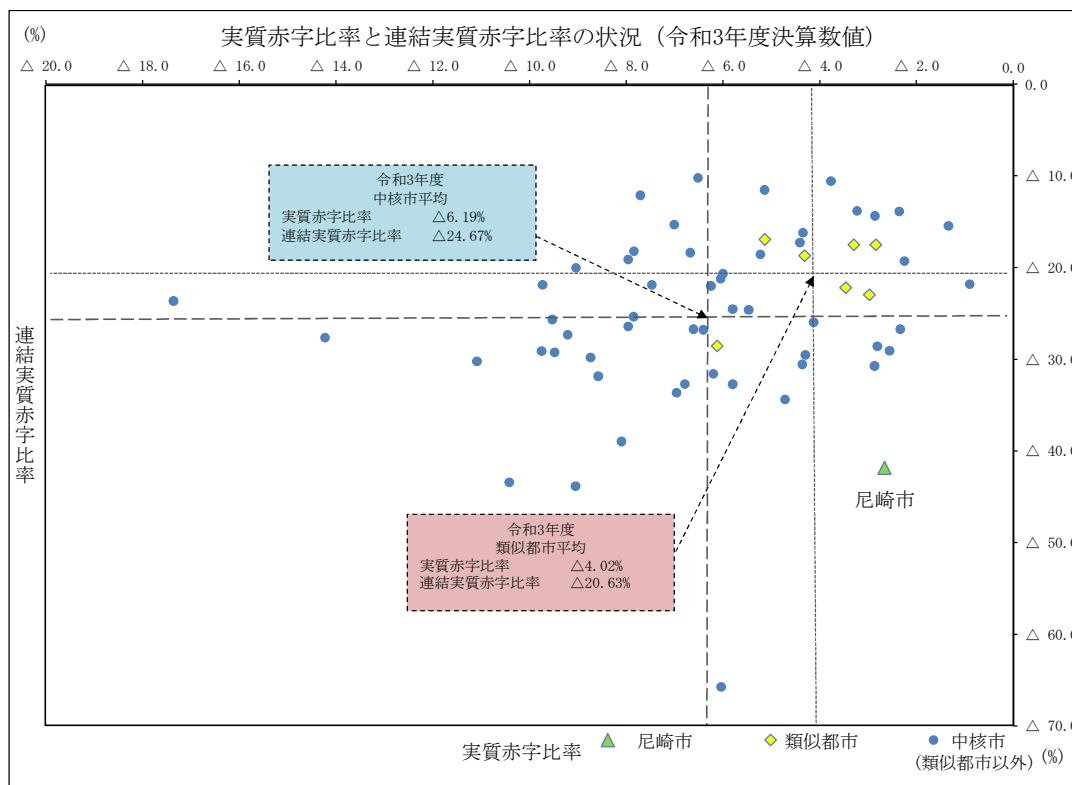
横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことからマイナス（△）で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。したがってグラフマークの軌跡が左下に向かっていくほど実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の標準財政規模に対する黒字の割合が大きいく（良く）なっていることを示している。

類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは一般会計等のみの実質赤字比率と公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが類似都市平均値より高くなっており、財政状況に問題があることも考えられる。

本市の状況として実質赤字比率は令和3年度も前年度と同様に類似都市の中でも高い（悪い）位置にある。なお、令和4年度は令和3年度より悪化している。

また、連結実質赤字比率は法適用公営企業会計の資金剰余の増により、黒字拡大に沿って推移しており、良い財政状況となっている。

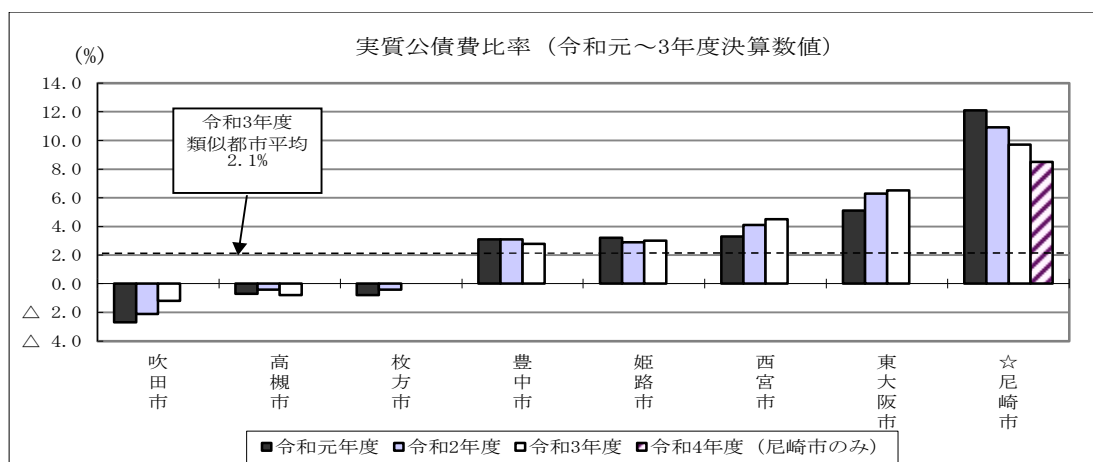
実質赤字比率と連結実質赤字比率について、全国の中核市における本市の位置付けを示すために中核市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



全国の中核市平均と比較すると、本市は連結実質赤字比率が低く（良い）、実質赤字比率は高い（悪い）。これは法適用公営企業会計の資金剰余額が大きいことにより、連結実質赤字比率が低くなっているためである。なお、類似都市平均は中核市平均と比べ実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに高く、グラフにおいて中核市平均の右上に位置している。

(4) 実質公債費比率

本市と類似都市の令和3年度決算数値を比較すると、実質公債費比率（9.7%）は低下（改善）しているものの8市中で最も高い（悪い）。（平均値：2.1%）

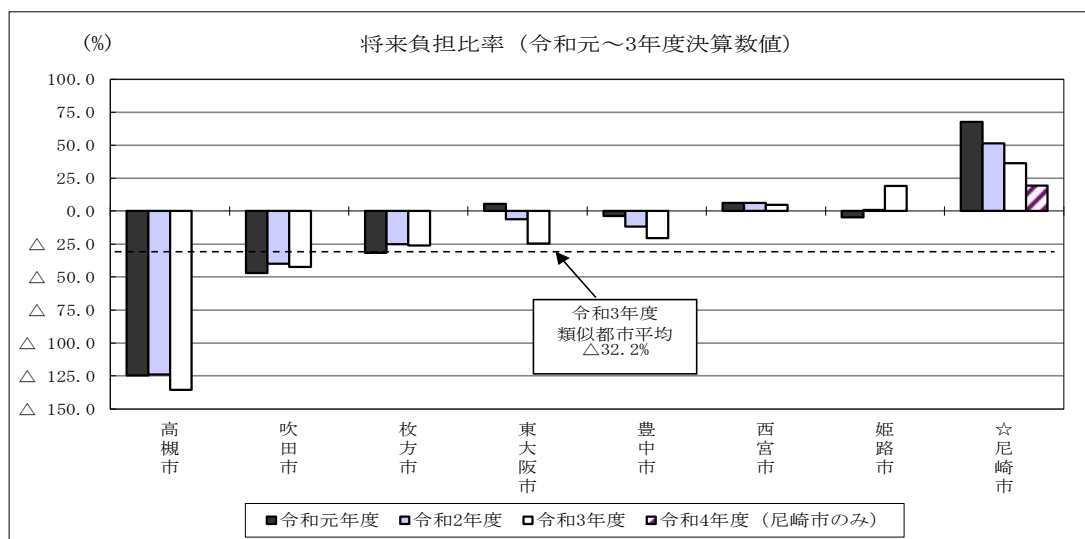


（単位：%）

年度	吹田市	高槻市	枚方市	豊中市	姫路市	西宮市	東大阪市	尼崎市
令和元年度	△ 2.7	△ 0.7	△ 0.8	3.1	3.2	3.3	5.1	12.1
令和2年度	△ 2.1	△ 0.4	△ 0.4	3.1	2.9	4.1	6.3	10.9
令和3年度	△ 1.2	△ 0.8	0.0	2.8	3.0	4.5	6.5	9.7
令和4年度								8.5

(5) 将来負担比率

本市と類似都市の令和3年度決算数値を比較すると、将来負担比率（36.3%）は低下（改善）しているものの、8市中でも高い（悪い）状況にあり、平均値（△32.2%）との差は68.5ポイントとなっている。



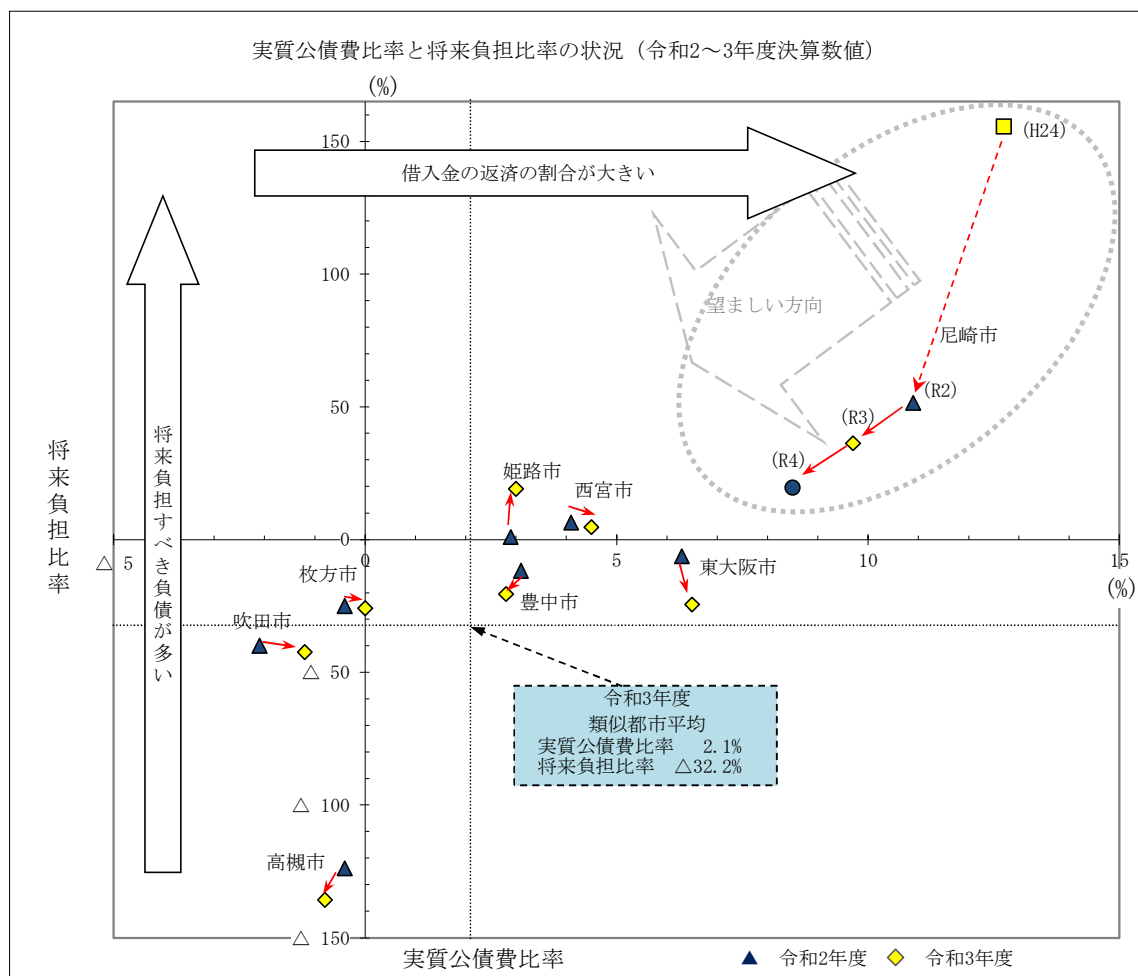
（単位：%）

年度	高槻市	吹田市	枚方市	東大阪市	豊中市	西宮市	姫路市	尼崎市
令和元年度	△ 124.8	△ 46.9	△ 31.7	5.4	△ 3.8	6.3	△ 4.7	67.6
令和2年度	△ 123.9	△ 40.0	△ 25.1	△ 6.3	△ 11.8	6.3	0.9	51.4
令和3年度	△ 135.7	△ 42.4	△ 25.9	△ 24.4	△ 20.5	4.7	19.1	36.3
令和4年度								19.5

(6) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、元金償還が始まれば市債残高の減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。

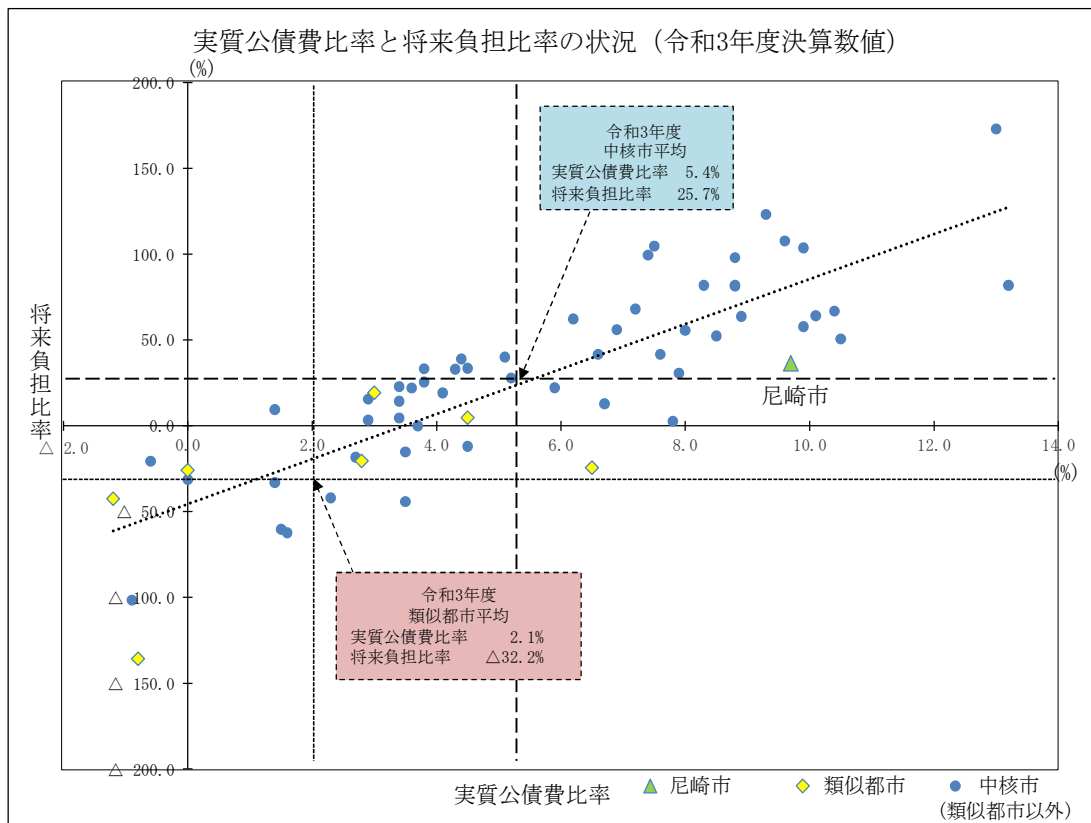


借入金の毎年度の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市の令和3年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きい。

本市は右上のゾーンに位置しており、返済額が大きい上に将来負担すべき負債も類似都市に比べ大きいことがわかる。しかしながら、地方債の現在高は減少しており、高い（悪い）水準ではあるものの実質公債費比率、将来負担比率ともに類似都市平均へ向かっているなど着実に改善している。

実質公債費比率と将来負担比率について、全国の中核市における本市の位置付けを示すために中核市と本市の数値をグラフで表すと次の通りとなる。

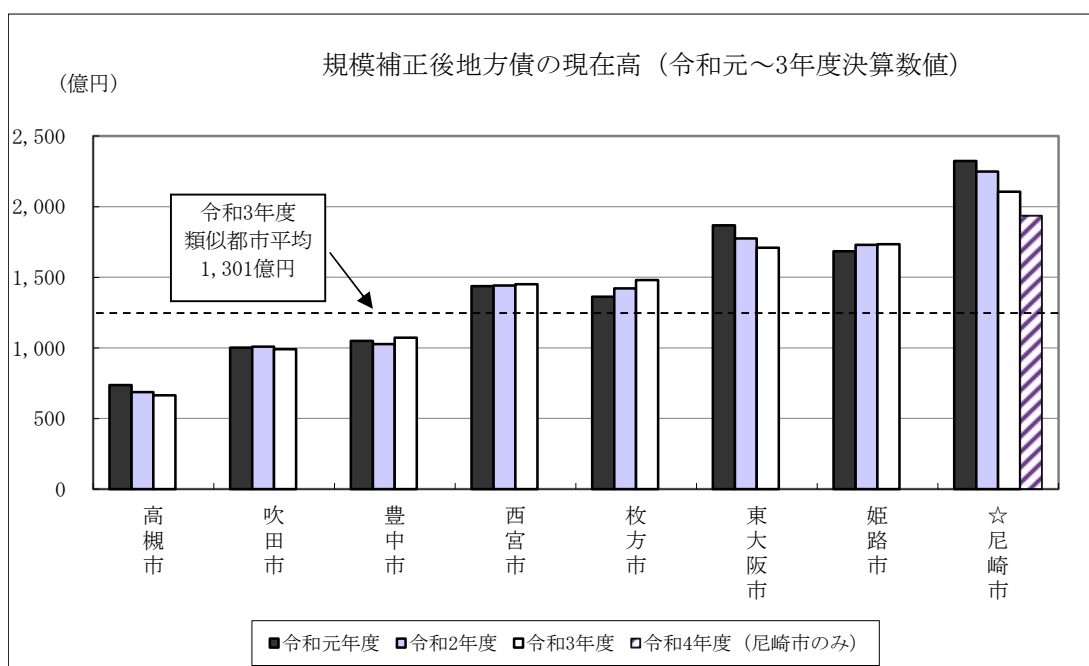


本市の将来負担比率は36.3%で、中核市平均との差は10.6ポイントと近いが、実質公債費比率は中核市平均と比べて高い状況にある。なお、類似都市平均は中核市平均と比べ実質公債費比率、将来負担比率ともに低く、グラフにおいて中核市平均の左下に位置している。

(7) 地方債の現在高

本市と類似都市の各年度決算数値を標準財政規模で規模補正した地方債の現在高で比較すると、令和3年度の本市（2,106億円）は、減少しているものの8市中でも最も額が大きく、平均値の約1.6倍となっている。（平均値：1,301億円）

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を本市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。（以下「規模補正」という場合は同様の補正を行っている。）

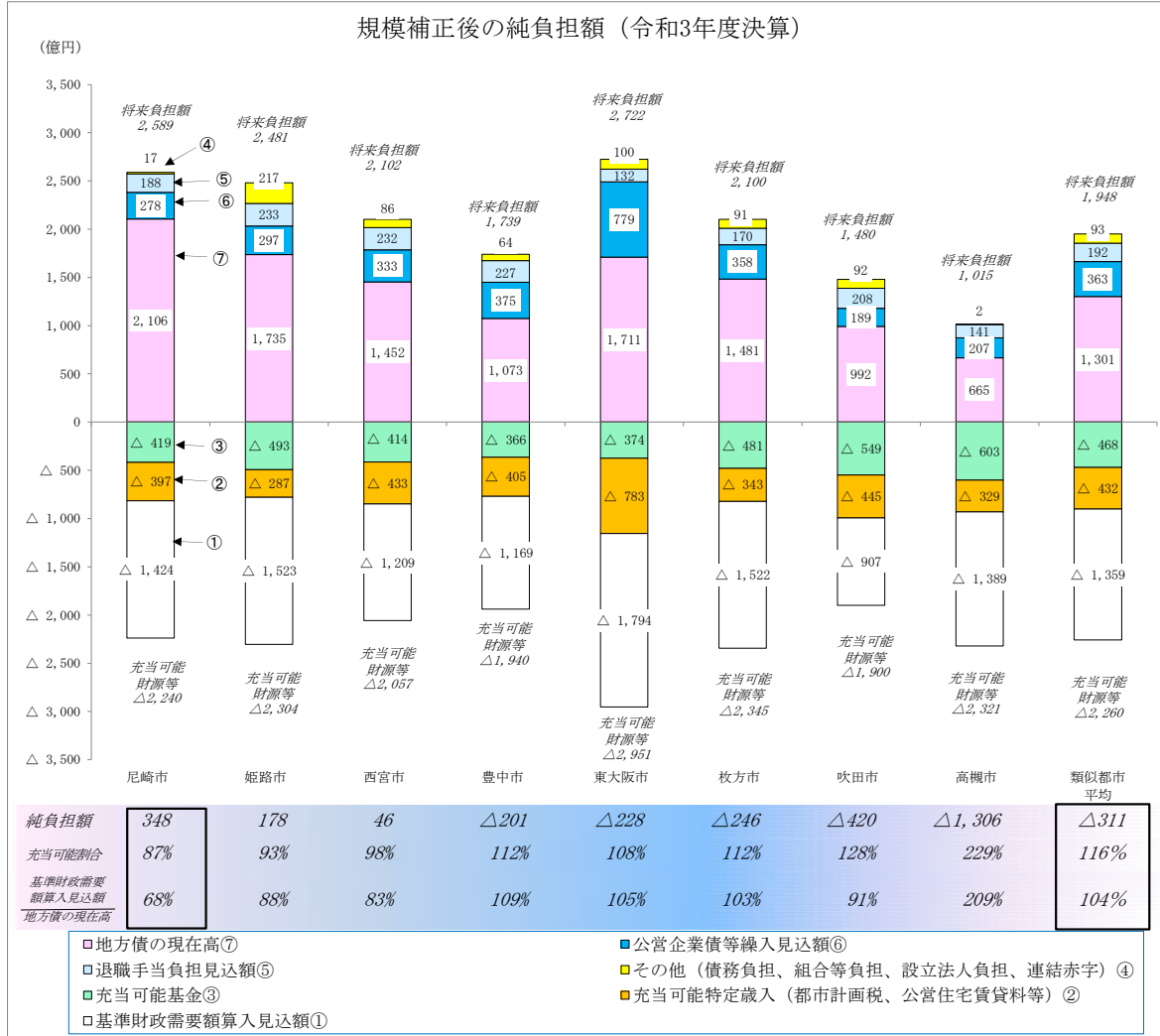


（単位：億円）

年 度	高槻市	吹田市	豊中市	西宮市	枚方市	東大阪市	姫路市	尼崎市
令和元年度	737	1,004	1,050	1,439	1,364	1,869	1,684	2,324
令和2年度	688	1,009	1,027	1,443	1,421	1,776	1,731	2,249
令和3年度	665	992	1,073	1,452	1,481	1,711	1,735	2,106
令和4年度								1,936

(8) 令和3年度決算の将来負担比率における純負担額の状況

将来負担額から充当可能財源等を差し引いた純負担額を、規模補正した類似都市と比較すると次のとおりとなる。



グラフの上半分が将来負担額を下半分が充当可能財源等を示しており、本市の将来負担額は8市中2番目に多いが、対応する充当可能財源等の多さは8市中5番目となっている。その結果、本市の純負担額は348億円と最も高い値となっている。

また、将来負担額に対する充当可能財源等の割合は本市が87%、類似都市平均は116%となっており、その主たる要因は将来負担額である地方債の現在高の多さに比べ充当可能財源である基準財政需要額算入見込額が少ないことにある（本市の地方債の現在高に対する基準財政需要額算入見込額の割合は68%に対し、類似都市平均は104%）。

したがって、将来負担の軽減のためには、引き続き市債残高の圧縮を図りつつ、併せて交付税措置の手厚い市債を活用することが必要である。

4 総括

(1) 今回の算定結果について

令和4年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかしながら「類似都市等と比較した健全化判断比率等の状況」で前述したとおり、本市の財政状況は着実に改善してきているものの、実質公債費比率と将来負担比率については、類似都市と比べると未だ劣っており、今後も財政運営上の課題である。

(2) 令和4年度の状況

一般会計等の実質収支額は23億15百万円で、**実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。これは当初予算に対して、個人市民税の増等により市税が12億円増となったことなどによるものである。また、当初予定していた行政改革推進債等の早期償還5億円に加え、収支剰余が見込まれたことから、借換予定であったその他の市債10億円についても早期償還を行い、さらに臨時財政対策債20億円分の発行抑制を行っている。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は前年度に比べ、後期高齢者医療事業費会計で1億49百万円改善した一方、介護保険事業費会計が5億24百万円悪化したことなどにより、2億51百万円減の10億99百万円となった。

法適用公営企業4会計（水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業）の決算は全て黒字を計上し、また資金剰余额合計は462億16百万円と良好な状況にある。

その結果、連結実質収支額は、前年度より47億95百万円増の497億65百万円となり、**連結実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3か年平均）は平成29年度以降低下（改善）し続けており、当年度は公共用地先行取得事業費会計に係る市債の償還額の減等により、前年度の9.7%から8.5%へと更に低下（改善）した。なお、令和3年度決算では類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、類似都市平均と7.6ポイントの差がある。

将来負担比率は、市債発行額のコントロールや積極的な早期償還の実施などにより将来負担額は減少し、またモーターボート競走事業等の収益事業収入35億円を基金へ積立てたことなどにより充当可能財源等が増となったことから19.5%と、前年度から16.8ポイント低下（改善）した。なお、令和3年度決算では類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、類似都市平均と68.5ポイントの差がある。

(3) まとめ

本市の健全化判断比率は、市債発行額を元金償還額以内とすることや収支剰余を活用して積極的に早期償還を行うなど、プロジェクトにおける行財政改革の取組を進めた結果、着実に改善してきている。

令和4年度の実質公債費比率（8.5%）は平成28年度（13.9%）から6年連続、将来負担比率（19.5%）は健全化判断比率開始年度である平成19年度（217.2%）から15年連続で低下（改善）している。

このように実質公債費比率、将来負担比率ともに着実に改善を続けているが、類似都市と比較すると依然として劣後している状況である。

今後、次期焼却施設の整備や学校施設の改修・更新などの大規模な投資的事業の実施が見込まれるが、その実施にあたっては、引き続き、緩むことなく将来負担を見据えた財政運営に努める必要がある。

<参 考 資 料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
一般会計	8,359,456	1,575,641	3,044,418	2,820,412	△ 224,006
育英事業費会計	-	-	-	22	22
公共用地先行取得事業費会計	△ 8,240,119	△ 1,113,154	△ 178,820	△ 498,924	△ 320,104
公害病認定患者救済事業費会計	292	179	-	1,066	1,066
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	△ 2,241	△ 4,928	△ 7,307	△ 8,048	△ 741
青少年健全育成事業費会計	-	-	994	-	△ 994
一般会計等実質収支額	117,388	457,738	2,859,285	2,314,528	△ 544,757
標準財政規模	99,120,659	101,766,110	107,477,795	104,976,508	△ 2,501,287
実質赤字比率	- (△ 0.11)	- (△ 0.44)	- (△ 2.66)	- (△ 2.20)	- (0.46)

注：一般会計等の相互間の重複額を控除した実質収支額を計上している。

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名		平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①	
一般会計等		117,388	457,738	2,859,285	2,314,528	△ 544,757	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,542,211	448,604	231,152	354,442	123,290	
	介護保険事業費会計	540,313	874,396	1,043,585	519,981	△ 523,604	
	後期高齢者医療事業費会計	146,019	96,537	75,038	224,261	149,223	
	農業共済事業費会計	7,622				—	
	競艇場事業費会計	251,578				—	
実質収支額 A		2,605,131	1,877,275	4,209,060	3,413,212	△ 795,848	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	6,398,346	8,479,573	8,637,334	9,045,286	407,952
		工業用水道事業会計	3,838,940	7,366,401	8,067,684	8,418,564	350,880
		下水道事業会計	4,144,517	12,866,200	14,582,177	17,426,642	2,844,465
		モーターボート競走事業会計		9,352,592	9,348,929	11,325,552	1,976,623
		自動車運送事業会計	△ 423,537				—
	法非適用企業	地方卸売市場事業費会計	242,064	121,321	124,839	135,387	10,548
		廃棄物発電事業費会計	247,274				—
		都市整備事業費会計	—				—
資金剰余額 B		14,447,604	38,186,087	40,760,963	46,351,431	5,590,468	
連結実質収支 A+B		17,052,735	40,063,362	44,970,023	49,764,643	4,794,620	
標準財政規模 C		99,120,659	101,766,110	107,477,795	104,976,508	△ 2,501,287	
連結実質赤字比率 (A+B) / C × 100		— (△ 17.20)	— (△ 39.36)	— (△ 41.84)	— (△ 47.40)	— (△ 5.56)	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地方債の元利償還金 A	24,048,402	24,019,024	23,016,028	22,125,426	22,379,595
準元利償還金 B	5,312,401	3,521,948	3,106,221	2,902,680	2,864,216
満期一括償還地方債の年度割相当額	86,667	10,000	6,667	3,333	-
公営企業債の償還に対する繰出金	4,473,454	3,233,807	2,849,811	2,661,340	2,622,079
一部事務組合等の償還に対する負担金等	241,627	20,966	19,495	7,783	11,854
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	510,614	257,170	230,217	230,217	230,217
一時借入金の利子	39	5	31	7	66
特定財源 C	6,577,042	5,708,369	5,765,419	6,041,485	6,038,026
算入公債費等 D	12,004,739	11,408,193	11,453,967	11,677,549	11,542,190
標準財政規模 E	99,120,659	100,574,335	101,766,110	107,477,795	104,976,508
A + B	29,360,803	27,540,972	26,122,249	25,028,106	25,243,811
C + D	18,581,781	17,116,562	17,219,386	17,719,034	17,580,216
(A + B) - (C + D)	10,779,022	10,424,410	8,902,863	7,309,072	7,663,595
E - D	87,115,920	89,166,142	90,312,143	95,800,246	93,434,318
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	12.3	11.6	9.8	7.6	8.2
実質公債費比率（3か年平均）	12.7	9.7			8.5

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

○ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

○ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

（単位：千円・％・ポイント）

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増 減
将来負担額 A	332,829,097	273,153,387	258,854,797	241,404,135	△ 17,450,662
地方債の現在高	267,216,169	224,923,490	210,603,691	193,639,193	△ 16,964,498
債務負担行為に基づく支出予定額	6,154,349	1,826,718	1,495,254	1,179,117	△ 316,137
公営企業債等繰入見込額	28,568,923	27,078,311	27,766,953	27,678,474	△ 88,479
組合負担等見込額	656,353	30,403	22,921	11,427	△ 11,494
退職手当負担見込額	24,009,441	19,099,643	18,784,090	18,724,837	△ 59,253
設立法人の負債額等負担見込額	6,223,862	194,822	181,888	171,087	△ 10,801
充当可能財源等 B	197,257,343	226,643,654	224,024,359	223,120,251	△ 904,108
充当可能基金	16,802,585	39,407,671	41,909,440	48,922,275	7,012,835
充当可能特定歳入	55,617,383	43,975,314	39,711,895	35,157,001	△ 4,554,894
基準財政需要額算入見込額	124,837,375	143,260,669	142,403,024	139,040,975	△ 3,362,049
A - B	135,571,754	46,509,733	34,830,438	18,283,884	△ 16,546,554
標準財政規模 C	99,120,659	101,766,110	107,477,795	104,976,508	△ 2,501,287
算入公債費等 D	12,004,739	11,453,967	11,677,549	11,542,190	△ 135,359
C - D	87,115,920	90,312,143	95,800,246	93,434,318	△ 2,365,928
将来負担比率 (A - B) / (C - D) × 100	155.6	51.4	36.3	19.5	△ 16.8

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①	
一般会計	普通債	教 育	31,140,293	40,778,458	35,043,056	31,069,488	△ 3,973,568
		土 木	65,233,355	36,293,589	32,059,864	28,938,636	△ 3,121,228
		衛 生	24,811,381	14,277,362	13,234,600	12,717,987	△ 516,613
		その他の普通債	37,361,340	37,469,202	36,258,391	33,209,888	△ 3,048,503
		小 計	158,546,369	128,818,612	116,595,911	105,935,999	△ 10,659,912
	災 害 復 旧 債	7,658	339,254	337,603	295,222	△ 42,381	
	その他	臨時財政対策債	57,925,634	90,112,161	90,123,621	84,715,034	△ 5,408,587
		退職手当債	15,012,328	1,550,785	128,512	-	△ 128,512
		その他減収補てん債等	13,082,255	3,590,251	3,095,763	2,559,393	△ 536,370
		小 計	86,020,217	95,253,198	93,347,896	87,274,428	△ 6,073,468
公共用地先行取得事業費		22,479,844	395,556	197,782	-	△ 197,782	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		162,081	116,870	124,500	133,544	9,044	
合 計		267,216,169	224,923,490	210,603,691	193,639,193	△ 16,964,498	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①
水 道 事 業 会 計	14,175	12,779	11,874	337,513	325,639
下 水 道 事 業 会 計	27,767,682	27,059,050	27,755,079	27,340,961	△ 414,118
地方卸売市場事業費会計	98,997	6,482	-	-	-
駐 車 場 事 業 費 会 計	631,602				
自 動 車 運 送 事 業 会 計	56,467				
合 計	28,568,923	27,078,311	27,766,953	27,678,474	△ 88,479

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①
尼 崎 市 土 地 開 発 公 社	2,469,154	-	-	-	-
阪 神 福 祉 事 業 団	92,338	194,822	181,888	171,087	△ 10,801
兵 庫 県 信 用 保 証 協 会	111,182	-	-	-	-
尼 崎 市 総 合 文 化 セ ン タ ー	1,713,764				
尼 崎 健 康 医 療 財 団	1,837,424				
合 計	6,223,862	194,822	181,888	171,087	△ 10,801

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等) + 算入地方債の
現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額
- ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
 - ・ 控除財源：当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
 - ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（資金不足であれば算入）
- 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②－①
流動負債	1,113,493	2,503,710	2,175,221	2,122,719	△ 52,502
控除企業債等	—	904,902	936,322	939,828	3,506
控除未払金等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流動資産	7,511,839	10,078,381	9,876,233	10,228,177	351,944
控除財源	—	—	—	—	—
資金の剰余額	6,398,346	8,479,573	8,637,334	9,045,286	407,952
事業の規模	9,431,622	7,806,377	8,820,756	8,009,664	△ 811,092
資金不足比率	— (△ 67.8)	— (△ 108.6)	— (△ 97.9)	— (△ 112.9)	— (△ 15.0)

工業用水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	193,477	274,012	396,373	348,976	△ 47,397
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流 動 資 産	4,040,705	7,640,413	8,464,057	8,767,540	303,483
控 除 財 源	8,288	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	3,838,940	7,366,401	8,067,684	8,418,564	350,880
事 業 の 規 模	1,683,324	1,359,295	1,354,355	1,421,316	66,961
資 金 不 足 比 率	— (△ 228.0)	— (△ 541.9)	— (△ 595.6)	— (△ 592.3)	— (3.3)

下水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	4,270,790	5,602,382	5,410,568	6,048,281	637,713
控 除 企 業 債 等	—	2,237,306	2,155,018	1,845,087	△ 309,931
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流 動 資 産	8,415,307	16,231,276	17,837,727	21,629,836	3,792,109
控 除 財 源	—	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	4,144,517	12,866,200	14,582,177	17,426,642	2,844,465
事 業 の 規 模	10,562,537	8,791,614	9,738,523	9,274,766	△ 463,757
資 金 不 足 比 率	— (△ 39.2)	— (△ 146.3)	— (△ 149.7)	— (△ 187.8)	— (△ 38.1)

モーターボート競走事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①
流 動 負 債	2,589,733	3,575,630	1,704,221	△ 1,871,409
控 除 企 業 債 等	—	—	—	—
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	11,942,325	12,924,559	13,029,773	105,214
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	9,352,592	9,348,929	11,325,552	1,976,623
事 業 の 規 模	50,000,470	58,260,194	68,586,114	10,325,920
資 金 不 足 比 率	— (△ 18.7)	— (△ 16.0)	— (△ 16.5)	— (△ 0.5)

注：平成24年度は特別会計（競艇事業費会計）で経理

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増 減 ②-①
歳 出 額	375,565	301,859	281,739	310,564	28,825
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
歳 入 額	617,629	423,180	406,578	445,951	39,373
翌年度繰越財源	—	—	—	—	—
資金の剰余額	242,064	121,321	124,839	135,387	10,548
事業の規模	340,940	254,442	247,088	288,304	41,216
資金不足比率	— (△ 70.9)	— (△ 47.6)	— (△ 50.5)	— (△ 46.9)	— (3.6)

2 類似都市の財政指標等

(1) 財政指標等（令和3年度決算数値）

（単位：人・km²・%・百万円）

区 分	尼崎市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市	
人口（2年国勢調査）	459,593	401,558	385,567	352,698	397,289	493,940	530,495	485,587	
面積	50.71	36.39	36.09	105.29	65.12	61.78	534.56	99.96	
健全化判断比率	実質赤字比率	△ 2.66	△ 6.12	△ 3.29	△ 3.46	△ 2.97	△ 2.84	△ 4.31	△ 5.13
	連結実質赤字比率	△ 41.84	△ 28.56	△ 17.51	△ 22.20	△ 22.98	△ 17.51	△ 18.72	△ 16.96
	実質公債費比率	9.7	2.8	△ 1.2	△ 0.8	0.0	6.5	3.0	4.5
	将来負担比率	36.3	△ 20.5	△ 42.4	△ 135.7	△ 25.9	△ 24.4	19.1	4.7
財政力指数	0.83	0.89	0.97	0.79	0.78	0.75	0.87	0.94	
経常収支比率	91.4	84.9	93.9	89.9	92.3	93.1	83.6	93.7	
一般会計等歳出総額	227,038	176,620	151,237	145,996	162,746	229,635	233,327	204,699	
標準財政規模	107,478	90,293	79,439	74,318	82,493	115,593	127,239	102,501	
地方税収入	80,111	70,522	69,668	50,950	55,731	77,467	95,959	86,579	
地方交付税収入	16,376	9,529	3,398	14,059	15,340	25,253	15,672	6,827	
地方債収入	12,758	11,991	5,840	5,925	13,186	10,952	17,455	13,649	
うち臨時財政対策債	7,094	8,831	—	1,000	5,820	7,391	10,500	5,358	
人件費	29,434	26,961	26,173	21,138	20,813	28,406	35,841	36,801	
扶助費	89,637	65,733	52,202	47,833	57,285	88,806	69,673	66,527	
公債費	28,047	9,510	5,975	8,071	10,934	19,872	21,970	14,186	
うち元金償還額	27,086	9,221	5,682	7,981	10,538	19,313	20,903	13,509	
投資的経費	16,740	10,523	16,046	15,828	16,110	10,506	30,228	18,618	
うち単独	10,763	6,324	8,673	6,128	7,522	6,076	16,547	12,481	
一般会計等地方債現在高	210,604	90,151	73,312	45,985	113,685	183,967	205,348	138,519	
標準財政規模で規模補正した地方債現在高	210,604	107,308	99,187	66,503	148,116	171,052	173,456	145,245	
充当可能基金	41,909	30,714	40,547	41,707	36,881	40,210	58,395	39,523	
一般職員等	2,898	2,393	2,551	2,047	2,159	2,774	3,665	3,287	

注1：総務省ホームページ、「決算カード」及び各類似都市への照会により作成した。

2：一般職員等の数は、総務省 地方公共団体定員管理調査（令和3年4月1日現在）により作成した。

(2) 将来負担額等（令和3年度決算数値）

（単位：％・百万円）

都 市 名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充 当 可 能 財 源 等	純 負 担 額	市 民 1 人 当 た り 純 負 担 額 (千 円)
尼 崎 市	36.3	107,478	258,855	224,024	34,830	76
豊 中 市	△ 20.5	90,293	146,092	162,972	△ 16,880	△ 42
吹 田 市	△ 42.4	79,439	109,394	140,441	△ 31,047	△ 81
高 槻 市	△ 135.7	74,318	70,167	160,473	△ 90,306	△ 256
枚 方 市	△ 25.9	82,493	161,168	180,015	△ 18,847	△ 47
東大阪市	△ 24.4	115,593	292,789	317,355	△ 24,565	△ 50
姫 路 市	19.1	127,239	293,756	272,725	21,030	40
西 宮 市	4.7	102,501	200,487	196,136	4,351	9

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

(単位：％・百万円)

項 目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (尼崎市のみ)
	区分				
実質赤字比率	尼崎市	△ 0.32	△ 0.44	△ 2.66	△ 2.20
	類似都市	△ 2.83	△ 2.80	△ 4.02	
一般会計等実質収支額	尼崎市	322	458	2,859	2,315
	類似都市	2,538	2,858	4,323	
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 40.69	△ 39.36	△ 41.84	△ 47.40
	類似都市	△ 16.59	△ 18.67	△ 20.63	
連結実質収支額・ 資金剰余額	尼崎市	40,926	40,064	44,970	49,765
	類似都市	16,687	19,002	22,180	
実質公債費比率 (3か年平均)	尼崎市	12.1	10.9	9.7	8.5
	類似都市	1.5	1.9	2.1	
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	11.6	9.8	7.6	8.2
	類似都市	1.6	2.5	2.2	
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	18,311	17,251	16,084	16,342
	類似都市	8,505	9,262	9,458	
算入公債費等の額	尼崎市	11,408	11,454	11,678	11,542
	類似都市	11,758	11,451	11,705	
将来負担比率	尼崎市	67.6	51.4	36.3	19.5
	類似都市	△ 28.6	△ 28.6	△ 32.2	
将来負担額	尼崎市	280,916	273,153	258,855	241,404
	類似都市	198,329	193,428	194,849	
一般会計等地方債残高	尼崎市	232,371	224,923	210,604	193,639
	類似都市	130,770	129,906	130,124	
充当可能財源等	尼崎市	220,627	226,644	224,024	223,120
	類似都市	223,919	219,456	225,959	
充当可能基金	尼崎市	33,868	39,408	41,909	48,922
	類似都市	40,981	41,051	46,849	
標準財政規模	尼崎市	100,574	101,766	107,478	104,977
	類似都市	89,701	91,921	95,982	

注：各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 中核市の健全化判断比率の一覧（令和3年度決算数値）

実質赤字比率（％）		連結実質赤字比率（％）		実質公債費比率（％）		将来負担比率（％）					
1	越谷市	△ 17.36	1	下関市	△ 65.72	1	吹田市	△ 1.2	1	高槻市	△ 135.7
2	福島市	△ 14.23	2	岡崎市	△ 43.84	2	寝屋川市	△ 0.9	2	寝屋川市	△ 101.5
3	川越市	△ 11.09	3	いわき市	△ 43.42	3	高槻市	△ 0.8	3	豊田市	△ 62.3
4	いわき市	△ 10.42	4	尼崎市	△ 41.84	4	八王子市	△ 0.6	4	福山市	△ 60.3
5	岐阜市	△ 9.75	5	倉敷市	△ 38.97	5	岡崎市	0.0	5	松本市	△ 44.1
6	水戸市	△ 9.73	6	福山市	△ 34.38	5	枚方市	0.0	6	吹田市	△ 42.4
7	横須賀市	△ 9.53	7	豊橋市	△ 33.64	7	福島市	1.4	7	柏市	△ 42.0
8	郡山市	△ 9.48	8	八戸市	△ 32.73	7	大津市	1.4	8	大津市	△ 33.0
9	高崎市	△ 9.21	9	山形市	△ 32.69	9	福山市	1.5	9	岡崎市	△ 31.3
10	岡崎市	△ 9.05	10	一宮市	△ 31.85	10	豊田市	1.6	10	枚方市	△ 25.9
11	川口市	△ 9.04	11	大津市	△ 31.57	11	柏市	2.3	11	東大阪市	△ 24.4
12	那覇市	△ 8.74	12	松山市	△ 30.73	12	郡山市	2.7	12	八王子市	△ 20.6
13	一宮市	△ 8.58	13	長野市	△ 30.55	13	豊中市	2.8	13	豊中市	△ 20.5
14	倉敷市	△ 8.10	14	川越市	△ 30.21	14	船橋市	2.9	14	郡山市	△ 18.3
15	船橋市	△ 7.96	15	那覇市	△ 29.81	14	倉敷市	2.9	15	岐阜市	△ 15.2
15	甲府市	△ 7.96	16	金沢市	△ 29.53	16	姫路市	3.0	16	佐世保市	△ 12.0
17	豊田市	△ 7.85	17	郡山市	△ 29.23	17	川口市	3.4	17	八尾市	△ 8.5
18	呉市	△ 7.84	18	岐阜市	△ 29.11	17	一宮市	3.4	18	いわき市	2.7
19	旭川市	△ 7.71	19	秋田市	△ 29.07	17	久留米市	3.4	19	倉敷市	3.3
20	佐世保市	△ 7.47	20	長崎市	△ 28.57	20	松本市	3.5	20	川口市	4.6
21	青森市	△ 7.01	21	豊中市	△ 28.56	20	岐阜市	3.5	21	西宮市	4.7
22	豊橋市	△ 6.96	22	福島市	△ 27.64	22	明石市	3.6	22	福島市	9.5
23	山形市	△ 6.79	23	高崎市	△ 27.32	23	八尾市	3.7	23	越谷市	12.9
24	奈良市	△ 6.68	24	柏市	△ 26.77	24	豊橋市	3.8	24	久留米市	14.3
25	鹿児島市	△ 6.61	25	盛岡市	△ 26.72	24	鹿児島市	3.8	25	船橋市	15.5
26	八王子市	△ 6.52	25	鹿児島市	△ 26.72	26	宇都宮市	4.1	26	姫路市	19.1
27	柏市	△ 6.41	27	甲府市	△ 26.40	27	長野市	4.3	27	宇都宮市	19.2
28	大分市	△ 6.25	28	松本市	△ 25.96	28	金沢市	4.4	28	明石市	22.0
29	大津市	△ 6.20	29	横須賀市	△ 25.67	29	高崎市	4.5	29	横須賀市	22.2
30	豊中市	△ 6.12	30	豊田市	△ 25.35	29	西宮市	4.5	30	一宮市	22.9
31	宇都宮市	△ 6.05	31	福井市	△ 24.62	29	佐世保市	4.5	31	鹿児島市	25.6
32	下関市	△ 6.04	31	鳥取市	△ 24.52	32	函館市	5.1	32	大分市	27.8
33	高知市	△ 6.00	33	越谷市	△ 23.64	33	大分市	5.2	33	松山市	30.7
34	八戸市	△ 5.80	34	枚方市	△ 22.98	34	横須賀市	5.9	34	長野市	33.0
34	鳥取市	△ 5.80	35	高槻市	△ 22.20	35	川越市	6.2	35	豊橋市	33.3
36	福井市	△ 5.47	36	大分市	△ 22.00	36	東大阪市	6.5	36	高崎市	33.6
37	宮崎市	△ 5.23	37	水戸市	△ 21.88	37	宮崎市	6.6	37	尼崎市	36.3
38	前橋市	△ 5.14	38	佐世保市	△ 21.86	38	越谷市	6.7	38	金沢市	38.9
39	西宮市	△ 5.13	39	八尾市	△ 21.80	39	呉市	6.9	39	函館市	40.1
40	福山市	△ 4.72	40	宇都宮市	△ 21.22	40	高松市	7.2	40	甲府市	41.6
41	松江市	△ 4.41	41	高知市	△ 20.67	41	山形市	7.4	40	宮崎市	41.6
42	長野市	△ 4.36	42	川口市	△ 20.03	42	富山市	7.5	42	福井市	50.6
43	函館市	△ 4.35	43	寝屋川市	△ 19.28	43	甲府市	7.6	43	那覇市	52.4
44	姫路市	△ 4.31	44	船橋市	△ 19.11	44	いわき市	7.8	44	前橋市	55.6
45	金沢市	△ 4.30	45	姫路市	△ 18.72	45	松山市	7.9	45	呉市	56.0
46	松本市	△ 4.13	46	宮崎市	△ 18.56	46	前橋市	8.0	46	盛岡市	57.8
47	高松市	△ 3.77	47	奈良市	△ 18.37	47	旭川市	8.3	47	川越市	62.2
48	高槻市	△ 3.46	48	呉市	△ 18.21	48	那覇市	8.5	48	鳥取市	63.8
49	吹田市	△ 3.29	49	吹田市	△ 17.51	49	八戸市	8.8	49	下関市	64.1
50	富山市	△ 3.23	49	東大阪市	△ 17.51	49	秋田市	8.8	50	松江市	66.9
51	枚方市	△ 2.97	51	松江市	△ 17.27	49	長崎市	8.8	51	高松市	68.0
52	松山市	△ 2.87	52	西宮市	△ 16.96	52	鳥取市	8.9	52	秋田市	81.5
53	和歌山市	△ 2.86	53	函館市	△ 16.19	53	水戸市	9.3	53	旭川市	81.9
54	東大阪市	△ 2.84	54	久留米市	△ 15.44	54	和歌山市	9.6	54	青森市	82.3
55	長崎市	△ 2.81	55	青森市	△ 15.32	55	尼崎市	9.7	55	八戸市	96.0
56	尼崎市	△ 2.66	56	和歌山市	△ 14.36	56	盛岡市	9.9	56	長崎市	98.0
57	秋田市	△ 2.56	57	明石市	△ 13.88	56	奈良市	9.9	57	山形市	99.5
58	明石市	△ 2.36	58	富山市	△ 13.81	58	下関市	10.1	58	奈良市	103.7
59	盛岡市	△ 2.34	59	旭川市	△ 12.12	59	松江市	10.4	59	富山市	104.8
60	寝屋川市	△ 2.25	60	前橋市	△ 11.53	60	福井市	10.5	60	和歌山市	107.7
61	久留米市	△ 1.34	61	高松市	△ 10.57	61	高知市	13.0	61	水戸市	123.1
62	八尾市	△ 0.90	62	八王子市	△ 10.21	62	青森市	13.2	62	高知市	173.0
中核市平均		△ 6.19	中核市平均		△ 24.67	中核市平均		5.4	中核市平均		25.7

注1：比率は、各市が公表しているもののほか、財政状況資料集等から算出したものを含む。
 2：中核市平均は、尼崎市を除いた61市の単純平均値（表示単位未満四捨五入）である。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等を控除した額(将来負担比率において同じ。)

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業に係る会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

